

藤沢市学校事故措置委員会委員の委嘱について
次の者を藤沢市学校事故措置委員会委員に委嘱する。

2025年（令和7年）3月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出 区分	新任 再任 の別	委嘱 任命 の別	備考
なかの やすし 仲野 靖司			学識 経験者	再任	委嘱	藤沢市医師会 推薦
えのもと まさひろ 榎本 雅宏			学識 経験者	再任	委嘱	藤沢市歯科 医師会推薦
おおたに ゆうき 大谷 優樹			学識 経験者	再任	委嘱	神奈川県 弁護士会推薦
かなだ くみこ 金田 久美子			保護者	再任	委嘱	藤沢の子ども たちのために つながる会 推薦

いけだ ゆみ 池田 由実			保護者	再任	委嘱	藤沢の子ども たちのために つながる会 推薦
-----------------	--	--	-----	----	----	---------------------------------

2 任期

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）5月31日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市学校事故措置委員会委員が2025年（令和7年）3月31日をもって任期満了となるため、藤沢市学校事故措置委員会規則第3条第1項の規定により、新たに委員を委嘱する必要がある。

参 考

藤沢市学校事故措置委員会規則 抜粋

（組織）

第3条 委員会の委員は、7人とし、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（1）学識経験者 3人

（2）保護者 2人

（3）市立学校教職員 2人

2 委員会に専門委員3人を置き、前項第2号に規定する学識経験者を専門委員とする。

3 前項の専門委員は、委員会の審議事項について専門的に調査、研究するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2箇年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。